

令和 2 年 11 月 26 日

海事局安全政策課

旅客の安全を確保するための対策を徹底します ～「荒天時安全運航マニュアル」の作成・遵守について～

海事局は、なんきゅう10号旅客負傷事故に関する運輸安全委員会からの勧告を受け、小型旅客船を運航する旅客運送事業者（以下「運送事業者」という）に対し、旅客の安全を確保するため、「荒天時安全運航マニュアル」を作成・遵守するよう求めて参ります。

- 本日、運輸安全委員会は、令和元年12月2日に発生したなんきゅう10号旅客負傷事故（※）について、国土交通大臣（海事局）に対して勧告を行いました。

※（株）なんきゅうどっく（鹿児島県鹿児島市）所有の小型旅客船「なんきゅう10号」（総トン数：19トン、旅客定員：64名）が航行中、船首方向から高波を受けた際に、船体動揺のため椅子席に腰かけていた旅客の身体が浮き上がり、その後旅客が同席へ落下した衝撃により乗船者57名（船員2名、乗客55名）の内、14人が負傷した。

（勧告の内容）

国土交通大臣は、運送事業者に対し、旅客の輸送の安全を確保するための対策を実施するよう指導すべきである。

- 同勧告を踏まえ、海事局は、小型旅客船の輸送の安全を確保するため、以下の対応を行います。

運送事業者に対し、下記の内容を盛り込んだ「荒天時安全運航マニュアル」の作成・遵守を求めて参ります。

1. 荒天時、船長等が旅客の負傷防止のための減速航行をすること
2. 荒天時、船長等が衝撃の少ない席に旅客を誘導すること
3. 高い波又はうねりが寄せる等の場所の再確認及び船長等との情報共有を行うこと
4. 発航及び基準航行の可否判断にかかる船員の教育を行うこと 等



<問い合わせ先> TEL 03-5253-8111（代表）
03-5253-8631（直通）

FAX 03-5253-1642

海事局安全政策課 山倉、橋本、木内

（内線 43-531、43-536、43-551）